

京都大学	博士(文学)	氏名	片 桐 宏 道
論文題目	ダライラマ政権の構造		
(論文内容の要旨) 本論文は、17 世紀後半を中心にチベットのダライラマ政権の構造がどのようなものであったかを論じる。ダライラマ政権は17 世紀から 20 世紀半ばまで続き、その運営は官僚ともいべき貴族によってなされてきたことが知られている。しかしながら、ダライラマ政権の官僚制度にかんする概説的な研究はあるものの、専論としての基礎的な研究はほとんどなされていない。また、官僚の重要な業務である文書行政をとってみても、そもそも文書システムが確かにあるということさえ一般に知られているとは言い難い。本論文は各時代に通底していたダライラマ政権の構造を解明するために、ダライラマ政権「創設期」であるダライラマ五世期に確立された官僚制度の一端や、文書行政の骨組みを明らかにするものである。 第一章で取り扱うダブン mda' dpon をはじめとして、ダライラマ政権の官僚に関する基礎的な研究は従来あまりなされていない。本章は、ダライラマ政権の官僚制度研究の欠を多少なりとも補うことを目的とするのであるが、まずはその作業の一環として、「将軍」に相当する官職であるダブンに焦点をしばらく考察を加えた結果、明らかになったことをまとめれば以下の通りである。ダライラマ政権が発足した直後から、ダブンを見いだすことができる。創設当初のダブンとしてはオルパ'or pa 一人のみ確認できるが、ダライラマ五世が政権を手中にしたデパ・ノルブ sde pa nor bu の事件を契機として制度的枠組みが定まり、ダブンは三、四人制に移行し、以後もその人数で推移していく。少なくとも定員、配置の地域わけ、職掌等についてはサンギェギャム ツォ期にはすでに定まっており、それが細かな差異はあるもの後世に受け継がれていく。ダブンが制度として世襲化されるのはダブンの地位が確立されるポラネー期である。またそれもポラネーの地位の高まりによるものであり、また、ポラネーが内戦をへて権力を手中にする過程において両者が個人的な結びつきを強めたからである。こういった為政者とダブンとの関係は、そもそも、最初期からすでに同様の関係が見られる。つまり、世襲化に見られるようなダブンの地位向上というのも、政権の最初期から各時代を通底する「構造」によって醸成されてきたものなのである。言い換えれば、政権発足当初に示されたチベット政治体制の大きな枠組みは、後世の時代時代の制度を規定しつつける基盤となっていたのであろう。 第二章では、ダライラマ政権の文書システムを考えるうえで、ダライラマ五世の手紙と命令文の書式を研究した。チベットのダライラマ政権の構造を把握するうえで、政権による文書行政がいかに行われていたのかという行政システムの研究とともに、文			

書そのものにかんする研究が不可欠であると考えられる。ダライラマ政権において作成されたさまざまな文書のなかでも、ダライラマから送られた手紙や、発給された命令文は重要な位置をしめる。本章では今まで研究がなされてきた手紙や命令文だけでなく、従来あまり検討されてこなかった文献に移録された命令文もあわせ収集した。また、これら収集した手紙や命令文を整理、分析するために、ダライラマ五世が自ら著した『手紙の本』という文書の書き方指南を利用した。個別の命令文の内容は特定の状況を体現するものに他ならず、その書式から帰納的に結論しうるダライラマ政権の文書書式はあくまでも推論に止まらざるを得ないからである。ダライラマ政権の制度確立に大きな役割を果たしたダライラマ五世自身が示した文書形式の「骨格」を明らかにすることができれば、後のダライラマ政権の文書システムを考えるうえでも有益である。

本章で明らかになったことを整理すれば以下の通りである。『手紙の本』は、89通りの手紙の冒頭定型句が箇条書きされ、その一つ一つに注釈が付されている。最初に記された冒頭定型句は清朝皇帝を対象としたものである。この冒頭定型句は、『ダライラマ五世の手紙集』に収められている皇帝に実際におくられた手紙に使用されている。これらを分析すると、おおむね『手紙の本』が手紙の定型化の流れのなかで執筆されたことが分かる。

ダライラマ五世の命令文には、モンゴル時代の命令文と同じように、冒頭定型句、通知先、発令年月日、発令地などを記すものが少なからず存在する。しかしながら、冒頭形式にかんしていえば、ダライラマ三世におくられた称号と印を後代のダライラマも使用することができる点や、また、モンゴルと中国からおくられた両方の称号や印を併用する点がモンゴル時代とは大きく異なっている。すなわちダライラマはチンギスカン以来の大モンゴル国と、中国歴代王朝の二つの「権威」からおくられた称号と印を使用し、命令を発していた。両者の称号を併用していたことや、ダライラマのチベット名のみが発令者名に記される命令文もあることからすると、ダライラマ五世の命令文の書式は、けっしてモンゴルーチベット、中国ーチベットの間に上下関係が存在していたことを意味するものではなく、命令文自体が両者の「権威」を抛り所としなくても発令可能であったことが分かる。

第二章では、ダライラマ五世の著作『手紙の本』の分析を通して、ダライラマ五世の手紙や命令文の冒頭形式を整理した。第三章では冒頭形式のみならず命令文全体を考察するため、一つの命令文の訳注を行った。ダライラマ五世の命令文のうち、命令文原物が存在するものはすでに翻訳や研究がなされているため、ダライラマ五世全集に収録されたものの中から、土馬年（1678）の命令文を取り上げた。この命令文は、ダライラマがガルダンにガンデン・テンジン・ボショクトウカンの称号をおくったさいに、ともに送り届けられたものと考えられる。記録に残され現在でも読むことのできるこの命令文は、ガルダンとダライラマの関係を考えるうえで貴重な史料となりう

るものである。そもそも、ガルダンはその知名度に比して、ガルダンに關係する史料は必ずしも多くない。ガルダンの実像を把握するためには、モンゴル語、満洲語、ロシア語、漢語、チベット語などの多言語史料を駆使しつつ、丹念に事蹟を復元していくという地道な作業が求められる。これからのガルダン研究、ジュンガル研究にチベット語史料がより利用されていくものと思われる。

第四章では、ダライラマ政権の行政文書のうちチベットの通行証ともいうべきラムイク lam yig の分析を通して、ダライラマ政権の文書行政の一端を明らかにした。第一節では、17・18世紀の文献史料におけるラムイクの記事をあつめ、17・18世紀それぞれのラムイクにかんする状況を概観した。そのうえでラムイクそのものの検討、内容分析を行うために、第二節では1688年のラムイクの訳注を行った。検討の結果、以下のことが明らかになった。チベットの通行証というべきラムイクは、それを携行する者の通行許可や安全保証などの役割をおもに持っており、チベット内外の多様な人物にひろく与えられた。1688年のラムイクの内容からはアルメニア商人とチベットの有力貴族との関係が明らかとなった。また、1688年のラムイクそのものがアルメニア人によってヨーロッパにもたらされたことや、異なる言語に翻訳されたラムイクが存在していたことなど、ラムイクを通してチベットと各地域との交流の一端をかいま見ることができる。一方で、チベット内に目を向ければ、貴族の公務や、商人の往来などにラムイクが発給され、ラムイクは駅伝を利用するうえでの許可証ともなっていた。

(論文審査の結果の要旨)

かつて本学の東洋史学には、チベットの歴史に関する代表的な研究者として、日本はもとより海外にもその名のよく知られた故・佐藤長がおり、戦前から戦後にわたって漢文史料を軸としつつ、チベットとその周辺地域について、実に精緻で周到な歴史分析を巨細に展開した。その成果の多くは、今もなお大きくは色あせることなく、内外の関連研究者を裨益せしめている。ただし、佐藤の研究はいわゆる古代・中世を中心としており、近世以降のチベット史については、独特の鋭い切れ味と豊かな構想を披歴してはいるものの、チベット史の全体像を描ききることのないままに逝去した。

「ダライラマ政権の構造」と題する本論文は、久方ぶりに本学より出現したチャレンジングな試みである。もとより、近世以降のチベット史を扱うためには、チベット語はもとより、最低限でもモンゴル語・満州語・サンスクリット・漢語、そして幾つかの西洋諸語は不可欠であり、そのうえでユーラシア東方域における歴史展開をも把握しつつ考察しなければならない。まことに“茨の道”といわざるをえない研究テーマではあるが、そうした困難な歴史領域に挑戦せんとする論者の気概に対して、共感とともに賛同を惜しまない。

本論文は四つの章からなる。第一章は、ダライラマ政権における独特の「武官」である mda' dpon に着目する。チベット語で mda' は「矢」、dpon は「官」を意味し、いわば“箭筒士”たち、もしくはそれを束ねる長を指す。ダライラマ政権が結果として深いかかわりをもたざるをえなくなったダイチン・グルン、すなわちいわゆる清朝においても、満州語でほぼそのままに daibung と写し、漢語でも同様に「代本」「戴琿」とあらわす。長としての mda' dpon は時代を通じて三～四名おり、それぞれがしかるべき人数を率いてダライラマを護るかたちであり、論者はその変遷を克明に辿る。

この mda' dpon については、かつてイエズス会士のデシデリが着目し、また博学で知られるかの L. ペテックが考究し、近年では中国の楊嘉銘などがやや不用意で安直な所説を展開するが、この制度はあきらかにモンゴル世界帝国時代に名高い帝王、もしくは君主たちの近侍・警衛たる「ケシク」(kešig~kešigtei~kešigten)を想起させる。漢語では、「宿衛」・「番直」などと訳されるこのシステムは、本来は四班からなる親従集団が“大臣”に相当するケシク長に率いられて、順繰りに日夜、君主の警備にあたるものであった。こうしたあり方は、モンゴル世界帝国以後、中国・中央アジア・インド・中東・ロシアなど、ユーラシア各地に形成・展開した諸政権において、ほぼそのままに踏襲されたものであった。チベットもまた、特にモンゴル帝王たるクビライとサキャ派の総帥たるパクパとのかかわりをもとに、モンゴル帝国の事実上の附庸国となって、その後もその関係が明・清政権へとひきつがれゆく。こうした歴史的な背景から、ダライラマ政権にあっても、モンゴルのケシク制に倣ったあり方が保持されたのである。

第二章は、ダライラマ政権の文書行政を探らんとするねらいから、ダライラマの手紙や彼より発給されたさまざまな文書を取りあげ、とくに重要な数々の命令文、およびその書式について分析・検討する。そのさい、ダライラマ五世がみずから著した『手紙の本』なる“書き方指南書”にも着目し、総合的な把握を試みる。『手紙の本』には89通りの冒頭定型句が箇条書きされ、それぞれについて注釈が付されているが、それら全体を見渡すと、おおむね文書の定式化という流れのなかで『手紙の本』なる独特の書が出現したことが判明した。そのいっぽう、ダライラマ五世自身による命令文には、既述の十三世紀におけるクビライとパクパの関係にもとづくモンゴル時代の命令文の書式（具体的には冒頭定型句・通知先・発令年月日など）の影響が色濃く見られる。ダイチン・グルンが発した命令文自体が、満州語版・モンゴル語版・漢語版・チベット語版を問わず、十三世紀以来の滔々たる伝統の枠組みのなかにあるが（このことについて、当該の歴史研究者たちに十分な認識がないことは遺憾である）、ダライラマ政権側は称号や印璽もふくめて、モンゴル時代以来の方式と、ほとんど無意識にそれに準拠する清朝方式とを併用・併記することによって、ダライラマ自身の権威をきちんと保持せしめるという、巧妙とも隠微ともいえる形を採ったのであった。

第三章では、冒頭形式のみならず命令文全体を考察する手掛りとして、ダライラマ五世が発した命令文のうち、これまで翻訳・研究がなされていない土馬年（1678年）の命令文（ダライラマ五世全集に収録）を取りあげて検討した。この命令文は、ダライラマがダイチン・グルンと対抗したジューン・ガルの覇王ガルダンに「ガンデン・テンジン・ボショクト・カン」なる称号を贈ったさい、ともどもに送り届けられたものと考えられる。そのことが記録に明記され、かつは現在でも読むことのできるこの命令文は、清朝をいったん危機に陥れた英傑ガルダンとダライラマの関係を検討するうえで鍵となる貴重な史料である。その詳細な解説作業とは別に、知名度の高いわりに実は意外なほど関係史料の乏しいガルダンの実像を探るには、屈指の材料のひとつといっている。なお、チベット語による当該命令文にとどまらず、モンゴル語・満州語・漢語・ロシア語などの各種言語史料を丁寧に解説・把握しつつ、ガルダンの事蹟を総合的に再構成してゆくことは、近世のユーラシア東方史にとって極めて意味のあるものとなるだろう。

さらに末尾の第四章では、ダライラマ政権の行政文書のうち、「チベット通行証」ともいうべきラムイク (lam yig) の分析を試みるが、第一章・第二章などにひきくらべて手薄さと消化不良は否めない。率直に、発展途上としてもなお基礎段階の域にとどまっているといわざるをえず、この部分については一層の備えと努力・充実が求められるだろう。また、本論文の全体にわたって、チベット語の理解にいくらか危うい箇所もあり、他の言語史料ともどもに、より精密かつ十全な把握が望まれる。いずれの点についても、さらなる研鑽を期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるも

のと認められる。なお、2012年2月7日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。